

山梨県公報

号外第七十二号

平成二十二年

十月十五日

金 曜 日

目 次

条 例

山梨県暴力団排除条例……………三

山梨県県税条例の一部を改正する条例……………六

山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例……………七

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………七

条例のあらまし

山梨県暴力団排除条例(条例第三十五号)(警察本部組織犯罪対策課)

1 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全かつ平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものとする。

2 「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」、「暴力団の排除」及び「暴力団事務所」の用語の意義を定めるものとする。

3 基本理念として次に掲げる事項について定めるものとする。

- (一) 暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団事務所を開設させないことを基本とする暴力団の排除の推進
- (二) 県、県民、事業者、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力による暴力団の排除

4 県、県民及び事業者の責務を定めるものとする。

5 県は、暴力団の排除に関する基本方針を定めるものとする。

6 推進体制の整備、県の事務及び事業における措置、県民等に対する支援、訴訟の支援、警察による保護措置、暴力団からの離脱等を促進するための措置、広報及び啓発、市町村への協力及び青少年に対する指導等について定めるものとする。

7 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域においては、これを開設し、又は運営してはならないものとする。

- (一) 学校(大学を除く。)
- (二) 家庭裁判所
- (三) 児童福祉施設又は児童相談所
- (四) 少年鑑別所
- (五) 公民館
- (六) 図書館
- (七) 図書館又は博物館に相当する施設
- (八) 都市公園
- (九) 保護観察所
- (十) その他特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

8 7の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつてその開設後に7に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより7に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域において運営されることとなったものについては、適用しないものとする。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでないものとする。

9 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (一) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与をすること。
 - (二) 暴力団の威力を利用したことに關し、利益の供与をすること。
- 10 事業者は、9に定めるもののほか、その行う事業に關し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならないものとする。
- 11 事業者は、9及び10に定めるもののほか、その行う事業に關し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知つて、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならないものとする。
- 12 暴力団員等は、情を知つて、事業者から当該事業者が9若しくは10に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならないものとする。
- 13 事業者は、その行う事業に關して書面による契約を締結する場合において、当該契

約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあるとき、当該契約の相手方、当該契約の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。

14 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。

15 県内に所在する不動産の譲渡又は貸付けをしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努めなければならないこととした。

16 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないこととした。

17 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならないこととした。

(一) 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨
(二) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨

18 17の(二)に規定する事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをしよう努めなければならないこととした。

19 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、15から18の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならないこととした。

20 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならないこととした。

21 建設業者は、県内において行われる建設工事の請負契約（公共工事に係るものを除く。以下同じ。）を締結するときは、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る建設工事の目的物（軽微な修繕に係るものを除く。以下同じ。）を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならないこととした。

22 建設業者は、県内において行われる建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該建設工事の請負契約を締結してはならないこととした。
23 建設業者は、県内において行われる建設工事の請負契約を締結しようとするときは、当該契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならないこととした。
(一) 当該契約に係る建設工事の目的物を暴力団事務所の用に供してはならない旨

(二) 当該契約に係る建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除できる旨

24 公安委員会は、9若しくは10、12、16、20又は22に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができることとした。

25 公安委員会は、9若しくは10、12、16、20又は22に違反する行為があつた場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な催告をすることができることとした。

26 公安委員会は、24により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は25により催告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わなかつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができることとした。

27 公安委員会は、26による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならないこととした。

28 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定めるところとした。

29 7に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。

30 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、7の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科することとした。

31 法人でない団体について30の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用することとした。

32 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

山梨県税条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（税務課）
1 県民税の法人税割の税率の特例を適用する期間を平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。
山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（児童家庭課）

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に

より定められる施設の設定及び運営に関する基準の一部改正にかんがみ、保育所型の認定こども園においても、一定の要件を満たすことを条件として、満三歳以上の子どもに対する食事の提供を、園外で調理し、搬入する方法により行うことができることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（警察本部生活環境課）

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、新たに次の事項を規定することとした。

(一) 出会い系喫茶営業の禁止地域

(二) 出会い系喫茶営業の広告及び宣伝の制限

2 この条例は、平成二十三年一月一日から施行することとした。

条 例

山梨県暴力団排除条例をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十五号

山梨県暴力団排除条例

目次

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策（第七条 第十五条）

第三章 青少年の健全な育成を図るための措置（第十六条・第十七条）

第四章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第十八条・第十九条）

第五章 事業者等の講ずべき措置（第二十条 第二十三条）

第六章 義務違反者に対する措置（第二十四条 第二十六条）

第七章 雑則（第二十七条）

第八章 罰則（第二十八条・第二十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全

な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全かつ平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第一条第二号に規定する暴力団をいう。

二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

四 暴力団の排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより県内の事業活動又は県民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

五 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

（基本理念）

第三条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団及び暴力団事務所の存在が県内の事業活動又は県民生活に不当な影響を及ぼすものであることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団事務所を開設させないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、県、県民、事業者、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、関係機関及び関係団体と連携を図るものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、第三条に定める基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、暴力団事務所の開設を目的とする行為を行わないよう努めなければならない。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 県民は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、第三条に定める基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)により暴力団を利することとならないようにし、及び暴力団事務所の開設を目的とする行為を行わないようにするとともに、暴力団との関係の遮断その他自主的な暴力団の排除に取り組みよう努めなければならない。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供しよう努めなければならない。

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策

(基本方針)

第七条 県は、暴力団の排除に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 暴力団の排除に関する基本的方向

二 暴力団の排除の推進のための方策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、暴力団の排除に関し必要な事項

3 県は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ県民、事業者、関係機関及び関係団体の意見を反映させることができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第八条 県は、県、県民、事業者、関係機関及び関係団体が意見を交換し、相互に連携して暴力団の排除を推進するための体制を整備するものとする。

(県の事務及び事業における措置)

第九条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、県が実施する入札に暴力団員を参加させないようにするとともに、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者について、暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第十条 県は、県民及び事業者(以下「県民等」という。)が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供、助言、指導その他必要な支援を行うものとする。
(訴訟の支援)

第十一条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であつて、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(警察による保護措置)

第十二条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者(次項において「保護対象者」という。)に対し、警察官による保護態勢の整備、保護に必要な資機材の貸付けその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 警察本部長は、必要があると認めるときは、市町村等に対し、保護対象者の保護のために必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(暴力団からの離脱等を促進するための措置)

第十三条 県は、事業者、県暴力追放運動推進センター(法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会が指定した都道府県暴力追放運動推進センターをいう。次条において同じ。)その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体等と連携しながら、暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するため、就労支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第十四条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、県暴力追放運動推進センターと連携しながら、県内における暴力団の実態等についての県民等への周知、暴力団の排除に係る社会的気運を醸成するための集会の開催その他の広報及び啓発を行うものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

第三章 青少年の健全な育成を図るための措置

(青少年に対する指導等)

第十六条 県は、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する中学校、高等学校及び特別支援学校(中学位及び高等部に限る。))並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程に限る。)をいう。)において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県民等は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指

導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十七条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域において、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法第一条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)

二 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条第一項に規定する家庭裁判所

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

四 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)第十六条に規定する少年鑑別所

五 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十条に規定する公民館

六 図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する図書館

七 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

八 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園

九 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第二十九条に規定する保護観察所

十 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつてその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域において運営されることとなつたものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

第四章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

(利益の供与の禁止)

第十八条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下この条及び次条において「利益の供与」という。)をすること。

二 暴力団の威力を利用したことに關し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知つて、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(利益の供与を受けることの禁止)

第十九条 暴力団員等は、情を知つて、事業者から当該事業者が前条第一項若しくは第二項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知つて、事業者から当該事業者が前条第三項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第五章 事業者等の講ずべき措置

(契約時等における措置)

第二十条 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方、当該契約の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。

(不動産の譲渡等をしようとする者等の措置)

第二十一条 県内に所在する不動産(以下この条及び次条において「不動産」という。)の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下この条及び次条において「譲渡等」という。)をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努めなければならない。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知つて、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

一 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨

二 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨

4 前項第二号に規定する事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の措置)

第二十二條 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

(建設業者の措置)

第二十三條 建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業を営む者をいう。以下この条において同じ。）は、県内において行われる建設工事（同法第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下この条において同じ。）の請負契約（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事に係るものを除く。以下この条において同じ。）を締結するときは、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る建設工場の目的物（軽微な修繕に係るものを除く。以下この条において同じ。）を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 建設業者は、県内において行われる建設工場の目的物が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該建設工場の請負契約を締結してはならない。

3 建設業者は、県内において行われる建設工場の請負契約を締結しようとするときは、当該契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

一 当該契約に係る建設工場の目的物を暴力団事務所の用に供してはならない旨

二 当該契約に係る建設工場の目的物が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除できる旨

第六章 義務違反者に対する措置

(調査)

第二十四條 公安委員会は、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一項、第二十一条第二項、第二十二條第二項又は前条第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第二十五條 公安委員会は、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一項、第二十一条第二項、第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定に違反する行為があつた場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第二十六條 公安委員会は、第二十四條の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくてこれを拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなくてこれに従わなかつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、同項に規定する者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第七章 雑則

第二十七條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第八章 罰則

第二十八條 第二十七條の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第三十六号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県風俗営業等（昭和三十三年三月三十一日）の一部を次のように改正する。
附則第十二条の十一中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十七号

山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例（平成十八年山梨県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

第五条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定にかかわらず、認定こども園は、満三歳以上の子どもに対して食事を提供する場合は、規則で定める要件を満たすときに限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十八号

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正

する条例

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年山梨県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の表及び第十一条の二の表中「第二号」の下に「並びに政令第五条」を加える。

附則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番